

県民交流広場を対象とした 地域力の強化事業募集案内



身近な地域づくり活動の場である県民交流広場の拠点機能が今後とも発揮されるよう、備品の更新・購入等を支援する補助事業を令和3年度も実施します。地域で話し合い、広場に必要な備品を申請してください。(令和1～3年度の3ヶ年で、全広場を対象に1団体1回限りの受付ですので、この機会に是非ご活用ください。)

令和3年度実施概要

【申請受付期間】 4月1日(木)～11月30日(火) 必着

【助成額上限】 100万円 (100万円まで、県が全額補助します。)

【対象となる期間】 交付決定日

～ 令和4年3月31日(木) に行う備品の更新・購入等

【採択予定団体数】 242団体

(注) ■平成30年度に本事業を利用された団体も、申請が可能です。
■ただし、助成額上限は100万円から平成30年度の助成額を差し引いた額となります。(詳しくは2ページ **3補助額** をご覧ください。)

【お問い合わせ先・書類送付先・申請窓口】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県県民生活課 ふるさと交流班

TEL : 078-341-7711 (内 2862、2737) FAX : 078-362-3908



兵庫県マスコットはばタン

※当募集案内や申請書類は兵庫県ホームページからダウンロードできます。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/chiikiryokuyouka_2021.html

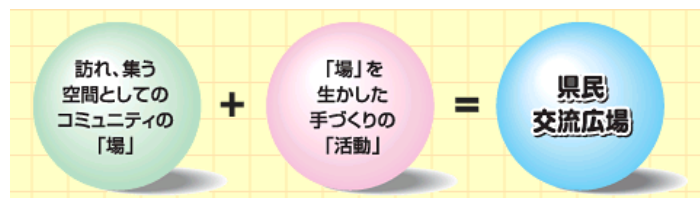
※本事業は兵庫県議会において、令和3年度当初予算案が議決されることが前提となります。

目 次

1	対象団体	1 ページ
2	対象事業および期間等	1 ページ
3	補助額	2 ページ
4	令和3年度申請受付期間	2 ページ
5	申請から補助金受取までの流れ	3 ページ
6	よくある質問	6 ページ
7	備品の耐用年数（処分制限期間）一覧	8 ページ

「県民交流広場」のこれまでの取組み（平成16年度～平成29年度）

身近なコミュニティ施設などを活用して整備される活動の場と、そこで営まれる住民の皆さんによる手づくりの活動の総称です。



県は「県民交流広場」の活動の場の整備と活動に要する経費の助成を通じ、県民の参画と協働によるコミュニティの再生をめざしてきました。

助成期間：平成16年度～平成29年度

実施実績：県下727地区で実施

<事例>



- ・地域にゆかりのある偉人の生家を改築し、住民交流拠点を整備
- ・地域内外から多くの人が集まる



- ・現役小学校の余裕教室を「フリースペース」や「ふれあい喫茶」に改修
- ・地域の人がいつでも気軽に集える空間を提供している



- ・地域活動拠点の敷地内にステージを整備し、演芸発表会やコンサートを開催
- ・地域住民の交流の場となっている

令和1～3年度の3ヶ年で、全広場を対象に、1団体1回限り受付をします。申請時期や対象備品を地域で話し合っ、申請してください。



1 対象団体

平成16年度から平成29年度に、兵庫県の県民交流広場補助事業（整備費・活動費）を実施した団体

上記団体が広場の運営を他団体に引継している場合は・・・

- ① 事業・財産を他の1つの団体に引継している場合は、承継を受けた団体が申請することができます。
- ② 事業・財産を他の複数の団体に引継している場合は、1団体しか申請できません。団体間で調整の上、申請時に「関係団体同意書」（別紙7）を一緒に提出してください。
- ③ なお、①②において、事業の承継を県に報告していない場合は、申請時に「県民交流広場事業承継届出書」（別紙6）を一緒に提出してください。

2 対象事業および期間等

① 事業要件

県民交流広場の地域力の強化につながり、拠点機能を今後とも発揮するために必要となる備品の更新や修繕、新規購入等

② 対象となる期間

交付決定日から令和4年3月31日の期間に、備品の更新等にかかる契約・発注から支出、納品・設置等が行われていること

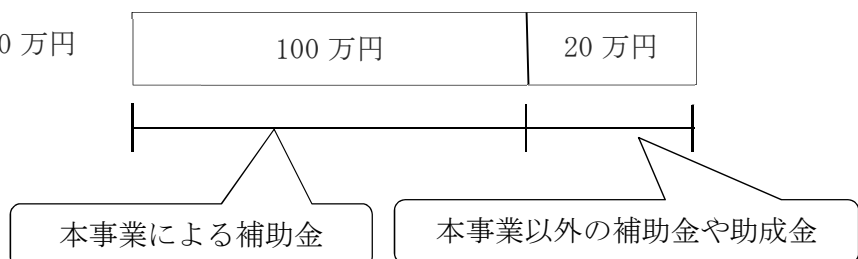
③ 他の補助事業との関係

他の補助金・助成金を併用することは可能

※但し、他の補助金・助成金事業が本事業との併用を認めている必要があります。

イメージ図

総事業費 120 万円



④ 対象となる経費

地域づくり活動に必要な備品の更新や修繕、新規購入等に要する経費

※以下は対象外です。ご注意ください。

- ア **施設や設備、消耗品**の更新等に要する経費
- イ 申請団体構成員の**人件費や通信費、交通費等**

【備品の定義】※対象となるかどうか迷う場合はお問い合わせください。

対象	備品	次のいずれかに該当するもの ・使用期間が概ね1年以上にわたり、かつ購入価格が1品5万円以上（大量発注などにより5万円未満となった場合も、通常同一の物品が5万円以上である場合を含む） ・購入価格が5万円未満であるが、椅子・机など比較的長期にわたり反復使用するもの ・備品管理台帳により管理してきた物品については、備品とする
	施設	構造物や建造物、駐車場等
対象外	設備	施設に備わっている機器等（給排水設備、電気配線、スプリンクラー等）
	消耗品	反復使用に耐えず、もしくは反復使用することによって消耗、損傷し、又は長期間保存できないもの（購入時、本体に装填、同梱されている場合を除く。プリンターのインクや記録媒体（SDカード等）も消耗品に該当します。）
	その他	・支払に伴う費用（振込手数料、代引き手数料、ATM利用手数料等） ・家電リサイクル料金 ・追加保証費用 ・ゲーム機 等

【注意】代金の支払方法は、現金支払または振込に限ります。

3 補助額

上限 100 万円（円単位）

【例1】	パソコン	216,000 円	【例2】	パソコン	216,000 円
	机、椅子	540,000 円		プロジェクタ	59,400 円
	集会用テント	324,000 円		スクリーン	33,240 円
	合計	1,080,000 円		合計	308,640 円
	補助金	1,000,000 円		補助金	308,640 円

※ただし、平成 30 年度に本事業を利用された団体は、助成額の上限が 100 万円から平成 30 年度の助成額を差し引いた額になります。

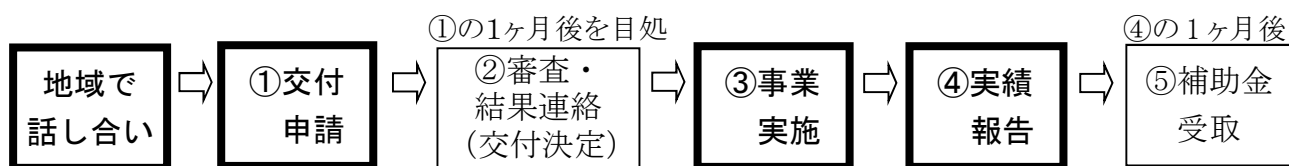
〔平成 30 年度は、補助上限額 20 万円、補助率 2/3 でした。
令和元年度より補助上限額 100 万円、補助率 10/10 に拡充しています。〕

【例3】	H30 年度に当事業で 150,000 円の補助を受けた場合	
パソコン	216,000 円	⇒ 補助金の上限 850,000 円 ⇒ 補助金 850,000 円 (1,000,000 円-150,000 円)
机、椅子	540,000 円	
集会用テント	324,000 円	
合計	1,080,000 円	

4 令和 3 年度申請受付期間

令和 3 年 4 月 1 日(木)～**令和 3 年 11 月 30 日(火)必着**

5 申請から補助金受取までの流れ



※太枠が、申請団体が行う手続等になります。

※申請書類は兵庫県ホームページからダウンロードできます。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/chiikiriyokukyoushouka_2021.html

※申請が集中する時期や、提出書類に不備・修正がある場合は、事務手続きに時間を要する場合があります。早めの申請をお願いします。

① 交付申請

申請受付期間	令和3年4月1日(木)～令和3年11月30日(火)必着
提出書類	① 補助金交付申請書(様式第1号) ② 事業計画書(別紙1) ③ 債権者登録書(別紙2) → 振込先口座を指定する書類です ④ 受領権限委任状(別紙3) [③に記載した口座名義が代表者名義または団体名義と異なる場合のみ提出してください。] ⑤ 団体の組織、運営、代表者に関する事項を記載した書類(規則、会則等)(様式任意) ⑥ 誓約書(様式第1号の2) [※必要に応じて、以下を提出(1ページ 1対象団体 参照) ⑦ 県民交流広場事業承継届出書(別紙6)、⑧ 関係団体同意書(別紙7)]
提出先	県民生活課へ郵送または持参 (持参される場合は、事前に日時をご相談ください。)

② 審査・結果連絡

○審査

以下の基準で書類審査を行い、予算の範囲内で事業の採択(または不採択)及び補助金額の決定を行います。(必要に応じ、ヒアリングを実施する場合があります。)

<審査基準>

- ・申請団体が資格要件を備えているか
- ・対象事業及び期間等は適切か
- ・備品の更新や修繕、新規購入等に要する経費となっているか

○結果連絡(交付決定)

事業の採否及び補助金額については、申請をいただいてから概ね1ヶ月を目処に普通郵便により連絡します。

なお、審査の結果、不採択や補助金額が減額される場合があります。

【注意】事業実施(備品の購入等)は、「補助金交付決定通知書」が届いてから行ってください。交付決定前に購入された備品等は補助対象外となりますので、ご注意ください。

③ 事業実施

○交付決定通知到着後

交付決定内容に基づき、備品の更新・購入等を実施してください。

備品は、備品台帳及び備品シールにより適正に管理を行ってください。

○申請内容に変更等が生じる場合

やむを得ない事情により、申請内容に変更等が生じる場合は、購入や修繕を行う前にご相談ください。

以下のとおり、変更や中止等に係る手続きが必要な場合があります。

補助額を増額したい場合 (例:申請時より備品価格が上昇していた)	① 補助金変更交付申請書 (様式第3号) ② 事業計画書 (別紙1)
備品更新等を中止する場合 (例:寄附があり、購入の必要がなくなった)	① 補助事業中止承認申請書 (様式第5号)
申請と異なる備品を購入するが、補助額が同額以下の場合	・書類の事前提出は不要です。 ・実績報告時にヒアリングを行い、審査基準を満たさない場合は補助金額を減額する場合があります。(補助対象となるかどうか迷う場合は事前にご連絡ください。)

④ 実績報告

○書類の提出

事業が完了した時は、下記の書類を期限までに提出してください。

提出期限	以下の①、②のうち、いずれか早い日 ①納品日・修繕日・支払完了日のうち一番遅い日から30日以内 (例)支払完了日が12/20 → 1/19までに提出(30日以内) ②令和4年4月10日 (例)支払完了日が3/25 → 4/10までに提出
提出書類	※下記の書類は、申請の結果連絡(補助金交付決定通知書)と一緒に送ります。 ① 補助事業実績報告書(様式第8号) ② 事業実績書(別紙4) ③ 領収書添付様式(別紙5) ④ 記録写真(更新等を行った備品の外観や設置・保管状況が分かる画像を備品毎に2種類以上) ⑤ 補助金請求書(様式第10号)
提出先	県民生活課へ郵送または持参 (持参される場合は、事前に日時をご相談ください。)

※虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受けたときは、補助金を返還していただくことがあります。

○実績報告書に添付する領収書（写）について

宛 名	申請団体の正式名称（略称不可）が記載されていること。 （例）申請団体が「神戸ふれあいのまちづくり協議会」の場合 〔認められるケース〕 ○神戸ふれあいのまちづくり協議会 様 ○神戸ふれあいのまちづくり協議会 委員長 ○○様 ※代表者宛 〔認められないケース〕 × 神戸ふれまち 様（略称のため不可） × 神戸地域福祉センター 様（施設名のため不可） × 神戸ふれあいのまちづくり協議会 会計○○様 （代表者でないため不可） × 宛名の記載が無い（レシート等）
日 付	交付決定日～令和4年3月31日に発行されたもの
但し書き	備品の詳細（種類・品名・型番・数量等）が記載されているもの。 ※上記の記載がない場合、納品書や請求書、レシートなど備品の 詳細が分かる書類の写しを同封してください。
領収者欄	事業者情報（会社名、氏名）、日付が記載されていること
支払方法	現金支払または振込に限ります。

**【注意】金融機関の振込票や振込受付書は、領収書として認められませんので
ご注意ください。**

○その他

- ・備品や備品台帳を確認するため、現地に伺うことがあります。
- ・本事業のPRのため、活動内容や購入された備品の画像等を、PRチラシやホームページ等に掲載することがあります。
- ・備品を、処分制限期間内（※）に、売却、譲渡、廃棄等により処分する場合、補助金の返還を求める場合があります。

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年号外大蔵省令第15号）
（8ページ参照）

⑤ 補助金受取

実績報告書等を提出後、1ヶ月程度で指定の口座に補助金が振り込まれます。

ただし、書類に不備があったり、支出内容等の確認が必要な場合は、提出書類の修正や追加資料提出等により、更に日数を要する場合があります。

6 よくある質問

■補助事業の対象となる団体（補助金申請団体）について

	質問	回答
1	県民交流広場の実施団体から、事業や財産等を引き継いだのですが、今回の補助事業の申請は可能でしょうか。	事業を引き継いでいる場合（他に引き継いでいる団体がいない場合）は申請可能です。 もし、複数団体で引き継いでいる場合は、団体間で調整してください。（1団体のみ申請可）
2	事業の承継を受けた団体ですが、引継時やそれ以前の書類が無くて、どうしたらいいか困っています。	表紙に記載のお問い合わせ先にご相談ください。
3	私たちの団体は、複数の小学校区で活動を実施しており、以前の広場補助は通常より補助額が増額されました。今回も補助上限額はアップされるのでしょうか。	校区数や面積等に関係なく、100万円が上限です。
4	私たちの団体は、平成30年度に地域力の強化事業を利用し、10万円の補助を受けました。令和元年度から上限額が100万円になりましたが、もう一度申請は可能でしょうか。 〔平成30年度は、補助上限額20万円、補助率2/3。令和元年度より補助上限額100万円、補助率10/10に拡充。〕	平成30年度に地域力の強化事業を利用された団体も申請可能です。 ただし、補助金額の上限は、100万円から既に補助を受けた額10万円を差し引いた額（90万円）です。

■補助事業の対象となる経費について

	質問	回答
5	備品とはどのようなものを言うのでしょうか。	備品とは、主に、使用期間が概ね1年以上にわたり、かつ購入価格が1品5万円以上のものを言います。詳しくは2ページを参照ください。
6	これまで保有していなかった備品を新たに購入することは可能でしょうか。	県民交流広場の拠点機能を今後とも発揮するために必要であれば可能です。
7	施設や設備（キッチンや壁紙、床面、躯体等）の改修や新設は可能でしょうか。	対象外です。
8	コピー機やパソコン等の賃借料（リース料）は可能でしょうか。	可能です。ただし、対象となる経費は、交付決定日から令和4年3月31日の期間に相当する金額となります。
9	パソコン等電子機器のソフトウェアバージョンアップ費用は認められますか。	対象となるパソコン等が補助金申請団体の所有物であれば可能です。
10	プリンターを購入したいのですが、予備のインクを一緒に購入する予定です。予備のインクの費用は認められますか。	購入時に装填や同梱されている場合を除き、本体と別に追加購入するインクや記録媒体（SDカード等）は対象外です。

11	県民交流広場事業の整備補助金で整備したものに限られるのでしょうか。自主財源で調達した備品の更新は可能でしょうか。	県民交流広場事業の整備補助金で整備したもの以外でも、補助金申請団体が所有する備品であれば対象になります。
12	団体の事務局が使っている備品も対象となるのでしょうか。	広場の運営に不可欠で、県民交流広場の拠点機能を今後とも発揮するために必要であれば可能です。
13	支払方法が現金振込の場合、振込手数料は対象経費となりますか。	対象外です。
14	インターネットで購入し、代引きとした場合、代引き手数料は対象経費となりますか。	対象外です。 なお、代引き業者が発行する領収書が、実績報告時の添付書類となりますが、領収書の記載事項（宛名等）については、十分注意してください。（5ページ参照）

■手続き、その他

	質問	回答
15	実績報告の書類を提出してから補助金が振り込まれるまでの所要日数はどれくらいかかりますか。	1ヶ月程度を見込んで下さい。ただし、提出書類に不備があるなどの場合、さらに日数を要することがあります。
16	県や市町等の他の補助金との併用は可能でしょうか。	可能ですが、他の補助金・助成金事業が併用を認めていることが前提です。
17	申請が不採択となる場合はありますか。	審査の結果、不採択や補助金額が減額される場合があります。審査基準（3ページ参照）に基づき、審査を行います。
18	申請した備品と異なる備品を更新してもよろしいか。	補助額の増額が見込まれる場合は、追加書類の提出が必要です。 また、補助額が同額または同額以下となる場合は、書類の事前提出は不要ですが、実績報告時にヒアリングを行い、審査基準に満たない場合、補助金額が減額される場合があります。
19	実績報告書には、補助対象経費すべての領収書等の写しを添付する必要があるのでしょうか。	補助対象経費に該当する全ての支出について領収書等の写しを添付してください。補助対象外経費の支出については添付不要です。
20	実績報告書には、支出の内容及び金額を証明する領収書等の写しを添付することとされています。領収書に金額と「商品代」としか記載されていませんが、問題はありますか。	領収書に「商品代」や「事務用品代」「印刷代」と記載されているだけでは支出内容がわからないため補助対象と出来ません。その場合は、納品書や請求書、レシートなどの明細（品名・数量・単価など）がわかる書類の写しを領収書の写しに添付してください。

耐用年数(処分制限期間)一覧(抜粋)

種類	内容	耐用年数 (年)
建物		
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	50
	れんが造、石造又はブロック造	41
	金属造(骨格材の肉厚により異なる)	22~38
	木造	24
建物附属設備		
	電気設備(照明設備を含む)	15
	給排水、衛生、ガス設備	15
	冷凍機の出力が22キロワット以下の冷暖房設備	13
	その他の冷暖房通風設備	15
	消火・排煙、災害報知設備及び格納式避難設備	8
	可動間仕切り	3(15)
	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10
工作物(構築物)		
	舗装	15
	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート造又はコンクリートブロック造	15
	れんが造	25
	石造	35
	土造	20
	金属造・木造	10
	鉄筋コンクリート造	60
	コンクリート造又はコンクリートブロック造	40
	れんが造	40
	石造	50
	土造	40
	金属造	45
	木造	15
	その他のもの	

種類	内容	耐用年数 (年)
車両		
	軽自動車	4
	その他の自動車	6
	自転車	2
器具及び備品		
	主として金属製の家具	15
	その他の家具	8
	テレビ、ラジオ、テープレコーダー等の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	じゅうたんその他の床用敷物	6
	食事又は厨房用品	2
	陶磁器製又はガラス製の食事又は厨房用品	5
	その他の食事又は厨房用品	5
	パソコン(サーバー用のものを除く)	4
	複写機などその他の事務機器	5
	光学機器	5
	カメラ、映写機等	5
	碁、将棋、その他の遊戯具	5
	スポーツ具	3
	衣装、小道具、大道具	2
	楽器	5
	その他	

根拠法令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年3月31日大蔵省令第15号) 別表第1(機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表)より
-------------	--